

(様式第1号)

平成28年度 第4回芦屋市社会教育委員の会議 会議録

日 時	平成29年1月26日(木) 15:00~17:00
場 所	北館4階 教育委員会室
出席者	議長 安東 由則 委員 西田 俊一 委員 野村 克彦 委員 村上 健 委員 越野 睦子 委員 谷川 久吉 委員 辻井 秀彦
欠席者	副議長 海士 美雪
事務局	社会教育部長 川原 智夏 生涯学習課長 長岡 一美 生涯学習課管理係長 和泉 健之 生涯学習課管理係 桂樹 良子
会議の公表	■ 公 開
傍聴者数	0人

1 会議次第

(1) 開会

(2) 議題

ア 平成28年度阪神南地区社会教育委員協議会研修会について(報告)

イ 平成28年度兵庫県社会教育研究大会について(報告)

ウ 社会教育関係団体の新規登録について

エ 平成29年度社会教育関係団体に対する補助金制度の概要について

オ その他

(3) 閉会

2 提出資料

(1) 次第

(2) 芦屋市社会教育関係団体登録申請要領

(3) 芦屋市社会教育関係団体登録数(H29.1.1現在)及び平成28年12月申請団体数

【別紙1】

- (4)平成28年度12月申請分芦屋市社会教育関係団体登録申請団体一覧【別紙2】
- (5)補助金制度素案
- (6)芦屋市社会教育関係登録団体研修会（ご案内）
- (7)ニュースレターNo.19

3 審議内容

<安東議長>

協議事項に入ります。議題アの「平成28年度阪神南地区社会教育委員協議会研修会の報告とイの「平成28年度兵庫県社会教育研究大会についての報告」についての報告事項2件を一括して議題といたします。両件についての報告を事務局からお願いします。

<事務局：和泉>

議題アの阪神南地区社会教育委員協議会研修会について申し上げます。昨年の11月8日火曜日に尼崎の中央図書館におきまして会議が開催されました。中身はといいますと、まず尼崎教委の職員による「茅葺復元住居の修復」の市民との協働作業の事例発表がありました。他に「学びを通じた協働の取組」ということで地域環境計画研究所の代表 若狭健作 氏による講演がありまして、社会教育を用いて商工観光を図っていったという事例についての報告がありました。その後、場所を変えまして懇親会と情報交換会を尼崎市内で行っております。芦屋市からは、安東議長、野村委員、そして長岡課長と和泉が出席をいたしました。

続きまして、議題イの兵庫県社会教育研究大会について申し上げます。11月14日の月曜日に兵庫県民会館におきまして県下の社会教育委員あるいは社会教育関係者を対象に研修会が開催されております。最初にNPO法人ふくおかNPOセンター代表 古賀桃子 氏による「社会教育の未来像」という基調講演がありました。その後午後からは県下のブロック西播磨から上郡町、丹波から丹波市、淡路から淡路市が分科会を開催しています。これにつきましては海士副議長、越野委員と和泉が出席しております。説明につきましては以上でございます。

<安東議長>

参加されました方、何か所感などはございますでしょうか。まず、阪神南地区社会教育協議会研修会について、野村委員お願い致します。

<野村委員>

私は尼崎の活性化について、若狭先生はとても若い方でしたが、おもしろい話をされていきました。みんなで話をしながらクリエイティブなことをやっていく手法などをお聞

きしまして、もう少し早く知っていたらいろいろな所で活用させてもらえたのではないかなと思いました。

<安東議長>

まちづくりをやっておられる研究所ということですが、いろいろな形で人と人や企業と企業を結びつけて繋いでいくといったことをやっていらっしゃって、まちの中に入って環境を地道に作ってやっていらっしゃる。非常に尼崎らしいというか、人間関係が濃くて、中で一緒にやっているという感じがありました。

事務局からは何かありますか。

<事務局：長岡>

皆さんがおっしゃるように、尼崎市さんがとても頑張っているなという感じがしました。野村委員がおっしゃっていたのはカードゲームのお話だと思いますが、尼崎市の職員さんとその方が相談し合っ一緒に作ったことがきっかけだということでしたが、芦屋でも使ってよいですかとお尋ねしましたら、断っていただけたらよいですよとおっしゃっていただいて、芦屋でいうと政策推進課というところに当たりますが、尼崎市の同様の部署の職員さんと共同で作ったということで、その方に言って使わせてもらったらよいのではないですかということでした。機会があれば相談してできたらよいなと思いました。とても楽しく元気が出るような研修だったと思います。

<事務局：和泉>

私も同様でございまして、ちょうど前日に芦屋市PTA協議会主催の講演会で、社会教育や地域づくり、まちづくりに関するお話を聞いた後で尼崎バージョンというものをお聞きしたので、なかなか面白いなと感じました。生涯学習や社会教育は個人の充足だけではないのだと、外部に働きかける大きな力を持っているということを実感致しました。以上でございます。

<安東議長>

ありがとうございました。では、次に兵庫県社会教育研究大会について、越野委員お願い致します。

<越野委員>

私は第一部の講演会のみのお出席でしたが、以前まとめたものを読ませさせていただきます。講演会の内容は、社会教育の未来像というテーマで、現在の社会情勢がどういうことになっているかから始まって、社会教育の在り方だとか、社会教育を推進していく上で大

切なことなどについてお話ししていただきました。現状では、これまでサービスの提供という、行政や企業などが行って市民の側はそれを受けるという社会の形だったのが、最近では行政や企業だけでは支援がしきれなくなってきていて、新しく難しい課題が出てきている。その新しく難しい課題というのが何かというと、虐待問題、その中でも子どもの虐待だけではなく、障がい者や高齢者に対する虐待といった問題、子どもの貧困問題や地域コミュニティが崩壊してきているといった多岐に渡る難しい問題で、それを企業や行政だけで支援するのは難しい時代になってきているので、これからは市民も一緒になって問題解決に取り組むということが必要になってきているとのことでした。そのような社会情勢の背景の中で社会教育の展開というのも変わってきていて、これからは課題解決型に移行していく必要があります、そのような課題解決型の社会教育というのを推進していくには市民の皆さんに、地域の課題に気付いてもらう場を提供していくということが大切で、その場をセッティングしていくにしても、ただ市民の皆さんに呼びかけをして地域の課題を皆で考えましょうといったところで人は集まらないので、まずはその会に行ったら楽しそうだな、何か得るものがありそうだなと思ってもらえることが肝心だとおっしゃっていました。古賀さんが関わっておられた事例の1つとして、公民館で開催された若いママ向けの一眼レフ、デジカメ教室の紹介をされていました。基本的にはテクニックをお教えするのですが、教室といってもカメラだけを教えるのではなく、参加者には地域との関わりをフィールドワークで持ってもらって、地域の方とお話しをする中で、地域の課題に気付いてもらうことができたという事例でした。

一方で社会教育の役割として地域コミュニティの核である、とりわけ町内会であったり自治会を応援してあげることが大切だともおっしゃっていて、中でも地域のために働く団体である地縁組織、これは町内会や自治会に当たるとは思いますが、とテーマで動いている志縁組織、これは社会教育関係団体登録をされている団体にあたるのかと思います、そこを繋げて地域の活性に役立てることができればということもお話しされていました。最後に社会教育の推進者としてのコツとして、まずは地域にたくさん出かけていく、その時にたくさんの名刺を用意して自分から話しかけて地域の課題を理解し、地域の方と共有して一緒にどういったことができるのかということを探していくのが重要だとおっしゃっていて、話し合いの中で地域を活性化するために事業やイベントをしましょうということになった時には身の丈を意識して無理のない範囲できっちりとした計画を立てて進めることが長続きの秘訣だともお話しされていました。これからは社会教育も市民の皆さんを巻き込んで、地域の課題を気付いてもらうような活動が大切なのだなということも改めて勉強させていただきました。

<安東議長>

お話しをされた方はどういった方ですか。

<越野委員>

私と同年代の方で、NPOのセンターの方で20年近くNPOの活動に従事されているということです。行政とも関わりが深く行政向けの啓発もされていて、福岡県の社会教育委員もされているそうです。

<事務局：和泉>

お昼から西播磨地区の分科会に参加しました。終わりのほうで司会者の方から芦屋市さんでは放課後子ども教室というユニークな取り組みをしておられるということで、そのお話をしていただけませんかと言われてまして、案外、外からの評価は分からないものだなと感じました。以上です。

<安東議長>

何かご質問等はございますか。

— 質問なし —

ありがとうございました。それでは次にウの社会教育関係団体の新規登録について事務局から説明をお願い致します。

<事務局：和泉>

芦屋市社会教育関係団体は3年毎に一斉更新を行い、平成27年度がその基準の年でありました。お手元に資料としてお付けしておりますけれども、登録申請要領に記載していますが、年に2回、6月期と12月期に追加の申請を受け付けております。別紙1のA4横長の資料をご覧ください。そこに現在の登録団体数と申請数を書いております。平成29年1月1日現在313の社会教育関係登録団体がございます。今回12月期に申請があったのは3団体でございます。次にA3横長の表を用いてご説明を致します。

12月9日から26日の期間中に3団体から申請がございました。その概要を示したものが別紙2の資料です。1番目に「ボーイスカウト芦屋第3団」、2「夢パワー企画」3「日本の歴史文化研究会」と説明を致します。

「ボーイスカウト第3団」は43年4月の創立でございまして、分類は青少年になっております。会員数は60名のうち市内が55名、市外が5名です。会費としては月額2,000円を集めておられ、入会金はなしということです。活動内容としましては野外活動、募金活動など。活動場所としましては芦屋市スカウト会館というところをお持ちですのでそこを使用していらっしゃいます。目的は健全な青少年の育成及び地域奉仕ということです。どのような地域への還元活動をしているかは備考に記載の通りであります。

2番目の「夢パワー企画」は創立は平成13年1月で、構成員が11名のうち市内が7名、市外が4名。会費としては年額3千円を徴収し入会金は5千円を集めておられます。分類としましては教養・学習に入るとのことです。活動内容は講習会やセミナーの開催、あるいは居場所コミュニティづくりということだそうです。活動場所はリードあしやや代表者のお宅です。会の目的としては助け合いの精神に基づき、社会活動に良い影響を与えることのできる人間形成の支援だそうです。地域還元内容につきましては備考の通りです。支出欄のその他のところに上がっていますが、代表者と指導者が同一でありまして、講師謝金をお支払いになっておられますがそれは寄附金として収入に計上されておられます。

3番目の「日本の歴史文化研究会」は創立が22年9月。会員は市内が6人、市外が4人、会費は1回ごとの徴収で500円を集めております。分類としましては教養・学習のグループに入りまして、歴史の勉強会をしております。会の目的ですが、芦屋市民の教養を高め、芦屋市民を中心に芦屋を発信基地として政治的に中立な真実を基にした歴史を、広く日本国民に知ってもらうことを目的とするということだそうです。具体的な活動例としましては講師の先生を招いて日露戦争について学んだ。成果としては歴史の奥深さを知り、先人たちへの感謝の気持ちを育むことができた。後半はフリートークで参加者自身が活発に発言し、お互いの理解を深めることができた。以上、申請の通りであります。

団体の登録につきましては来月の教育委員会で諮って承認された団体に承認書を交付することになります。教育委員会に提出するにあたり、申請団体について皆さんの意見をいただきたいと思っております。

<安東議長>

1団体ずつ見ていきたいと思っております。まず、「ボーイスカウト芦屋第3団」について、いかがでしょうか。

<西田委員>

第3団ということですが、ボーイスカウトは他にもあるのでしょうか。昔からあるような気がするのですが。それと芦屋市内にボーイスカウト第1団や第2団があるのでしょうか。

<事務局：和泉>

分かっている範囲でお答えします。ボーイスカウトやガールスカウト個別での登録はございませんが、芦屋スカウト育成会という連盟での登録はございます。地区ごとに分かれてボーイスカウトは第1団と第3団があるそうです。

<西田委員>

ボーイスカウトは僕らが小さい頃はかなり盛んに芦屋にありましたが、今は入る人が少なくなっていますし、指導者も減ってきて活動が難しくなっているようです。内容まで分かっていないので大ざっぱな話ですが、芦屋市の状況から行くと、小さく登録団体になる必要があるのかなと思います。スポーツの世界でもこれから少子化になっていくにあたって、細かく分かれるよりも一緒になってやったほうがよいのではないかなと思うのですが。

<事務局：和泉>

集会所などを利用されていますがスカウト会館をお持ちです。元々、上部団体は公益財団法人です。

<西田委員>

ボーイスカウト、ガールスカウトに頑張ってくださいたいですが、現状と逆行しているのではないかなと思います。生涯学習課としては知らないというのではなく、申請があったのならよく話を聞いて、私がここ何年かボーイスカウトの話を聞いた中では、分団での登録がなぜ必要なのかよく分かりません。

<事務局：長岡>

芦屋スカウト会館という活動場所もお持ちですし、どういう理由で社会教育団体の登録に申請をされるのかをお尋ねしたところ、会館の会議室が上階にあって団の中に体の不自由な方がいらっしゃって使用しにくく、集会所を使うことが多いためというお話しでした。減免を目的とされているなら社会教育関係団体としてはどうなのかと思います。

<西田委員>

私は公園や公共施設を借りて社会教育関係団体として活動することは問題ないと思うのですが、1団体、2団体となると。当然、予算などは別ですよ。

<事務局：和泉>

提出されている予算書ではそのようです。

<西田委員>

芦屋としてはそれほど大きなまちではないので、これを機会に1つにまとめてはどうかと思います。ぼくはボーイスカウトの指導者の方によく現状を聞くのですが、生涯学習課としてそういった現状を把握した上で、会議に持ち込んでいただきたい。

<事務局：和泉>

申請要領の中に「社会教育関係団体とは」という記述がございます。これに照らし合わせて、この部分に抵触するから社会教育関係団体として適当ではありませんということがないんですね。

<西田委員>

毎年、それが無いからといって団体がどんどん増えていっている現状をどうするのか、ということ投げかけていますが、ここで決定できないのでいつも投げかけるだけスルーで通ってしまって、否定的な話がここで出ていても最後は通っているなという感じですね。この団体の活動は社会教育関係団体として充分だと思いますが、現状としては第3団というところが気がかりです。

<安東議長>

団ごとに活動をしていらっしゃるのでしょうか。次に他の団体が入ってくるということになったら同じことになるかと思えます。

<事務局：和泉>

地域貢献としてクリーン作戦に参加したり年末には夜間巡回をして防犯防火に努めるなどといったことをされております。

<安東委員>

「ボーイスカウト第3団」について他に何かご意見はございますでしょうか。

— 意見なし —

では、次の「夢パワー企画」についてはいかがでしょうか。

<辻井委員>

内容を見ていますととても素晴らしいことをされていますね。月に2回の開催を10人くらいでどのように運営されているのか、もし登録をされた場合、活動内容を広く広報すれば、人が増えてもっとやりやすくなるのかなと思います。実際、どういった形で活動をされているのでしょうか。

<事務局：和泉>

事業報告書を拝見していますと、快適なコミュニケーションによる社会参加を進める

ための講座ということで、ボランティアコミュニケーションの回り方や傾聴ボランティアとして活動するための基礎講座などを開かれているということです。

<辻井委員>

こちらの団体が自ら受講者を集めたり、活動を広げるためのチラシを作ったり、そういった作業も11人の中で賄われているのでしょうか。

<事務局：和泉>

4月からの延べ9回の講座につきましては延べ27名、9月からの延べ8回の講座につきましては延べ31名、10月からの延べ3回の講座につきましては延べ15名が参加されています。なので、ほぼ10名で賄われているのではないかと思います。

<西田委員>

備考欄に代表者と指導者が同一で、講師謝金は寄附金として同額を収入に計上とありますが、うがった見方になりますが、社会教育団体になるためにそのような形を取っているのではないかと感じてしまいます。

<事務局：和泉>

代表者と講師の方が同一人物です。予算を見ますと、講師謝金として20回かける3千円、6万円を計上しております。それで収入を見てもみますと同じ方が6万円を役員として寄付しておられる。

<西田委員>

なぜそういう回り回ったことをするのでしょうか。

<事務局：長岡>

今、ご指摘いただいたように指導者と代表者が同じという時点で社会教育登録団体の要領にあるように、自主的なグループとして指導者が主導で人を集めて行うというのは違うということになっています。ただ、以前にも登録をされていたことがある団体ということで、どうなのかなと思っているところではあります。仰るように代表者の方が指導者として講座を開いて参加された方から費用をいただいていると、ただ、後でよく見ると寄附をしていますとなっているのですが、寄附されるのは社会教育関係団体とは関係のないことで、良いことをされているかもしれませんが、謝金をもらわれていること自体が問題ではないかと思えます。以前に登録されていたということは後ほど事務局で確認を取る必要があるかもしれませんが、現時点で分かっている情報では要領に反して

いることになるのかなと思います。

<野村委員>

セミナーの中身はここに書かれているような傾聴ボランティアの入門講座といったことなんですね。内容としては別に何の問題もありませんよね。

<安東議長>

地域還元の内容はお金を取って行っているのですか。

<事務局：和泉>

そうです。セミナーとして受講料を取ってやっておられます。

<西田委員>

幾らくらい取っていらっしゃるのでしょうか。

<事務局：和泉>

収入のところを見ますと参加費を取っておられます。会員外の収入として1回千円で延べ73名ということで7万3千円を計上しております。それと会費による3万3千円。

<西田委員>

社会教育活動ではなくそういうセミナーを企画する団体であれば、内容としては悪いことをしているわけではないので従事していただければよいと思いますが、結局は場所を借りたいのではないのでしょうか。

<辻井委員>

事業になるのか社会教育貢献活動になるのかの判断基準を決めておくかですね。

<事務局：和泉>

社会教育関係団体になった時の大きなメリットは施設の使用料として減免を受けられることと、市内の掲示板を使用できる、市の広報紙の市民のひろばというコーナーに掲載依頼を出すことができます。

<野村委員>

平成13年からずっと続いておられるんですね。何か変遷みたいなことは分かるのでしょうか。

<事務局：長岡>

地域還元に書かれていることも受講料を取って行っているという点もどうかと思います。されている内容としては良いかと思いますが、社会教育関係団体として登録していただくのに何点か問題があるのではないかと事務局も考えています。

<西田委員>

いつも言わせていただいておりますが、皆さんそれぞれ好きなことや楽しいことを生涯学習として自分達でされているのはよいと思いますが、社会教育関係団体になぜなりたいたいのかなど、そこをいつも思うんですよね。自分達が楽しいからこそ他の人にそれを紹介したいだとか、地域に還元していくのはよいのですが、場所を安く借りたいだとか、使えるようにしたいだとか、そこがいつも見えてくるような気がします。今まで芦屋市の社会教育関係団体を見てきて、断る理由がないからといってすごい数になってきている。強制はできませんが、自ら二つが一緒になればよいのではないかとか、同じことをやっているならまとまっていけばよいのではないかと思います。あの人達とは一緒にやりたくないと言った時点で同好会になんですよね。人数が少なくなっているからとか、高齢化しているなら一緒にやったらどうでしょうか、ということができない人達が社会教育関係団体になっているというのは少しおかしいと思います。この3つの団体だけではなく、新しい団体ができたら整理するなど、どんどん数が増えてきていて代表者が高齢化してという現状をそろそろ考えていかないといけないのではないのでしょうか。

<野村委員>

この団体の年間の収入や活動資金はどれくらいでしょうか。

<事務局：和泉>

28年度の4月1日から11月30日の間で収入の合計が16万6千114円、内訳としましては前年度繰越金が114円、会費収入が会員3万3千円、参加費収入として7万3千円、先ほど申しましたとおり役員の寄附金が6万円です。

<野村委員>

営利目的という感じではないですね。

<村上委員>

役員の寄附金として6万円は大きいですね。

<事務局：長岡>

6万円というのは講師料としてもらったものをそのまま寄附しているという内容になっています。

<村上委員>

寄附するとしても、もらうというのがおかしいですね。

<野村委員>

敢えていうと、営利目的で行っているのかなと見られてしまいますね。

<西田委員>

謝金をもらったら、例えば市などでは源泉されていますよね。イベントなど行うと必ず謝金は源泉しています。原則は税務署に確認すると源泉の申告が必要だそうですが、こういう団体さんはどうなんですか。

<事務局：和泉>

自主性にお任せしています。

<安東議長>

代表者と指導者が一緒であるということと、6万円という寄附金はどうなのかということが問題ですね。ここの意見としましては、そういった点から疑問があるという形で上にあげるということでよろしいでしょうか。他にご意見はございますでしょうか。

<西田委員>

謝金のところと、なぜ社会教育関係団体になりたいのかというところが問題かと思います。場所を借りたいというだけだったら、これだけ人が集まって場所もリードあしやを借りられているわけですから。社会教育関係団体にならなくても市民センターは借りられますよね。

<事務局：和泉>

はい、借りることはできます。

<事務局：長岡>

要領のこのような団体は社会教育関係団体ではありませんという中に、講師が中心となって月謝をとり活動をしている団体、月謝ではありませんが講師料をもらっていると

ということと、寄附金の点でこの団体の場合は営利目的だとははっきり言えませんが、それ以前に登録の要件3の(7)の団体の代表者及び役員が、その団体の活動に起因する対価を得ることがないこと、という点が違うということになります。

<安東議長>

では、次に3番の「日本の歴史文化研究会」についてはいかがでしょうか。

<野村委員>

市内6割がぎりぎりですね。

<越野委員>

要件のほとんどがぎりぎりです。

<野村委員>

広告費とありますが、この内訳はどうなっているのでしょうか。チラシを作ったりされているのでしょうか。

<事務局：和泉>

告知チラシとして1万3千350円。支出の主なものは会場費と広告費と謝金ですね。

<野村委員>

それはこの団体が開催するセミナーの、一般に向けてまくチラシですね。どこで開いたとか、そういう情報はありますか。

<事務局：和泉>

講演会の活動場所は芦屋では市民センター、他に京都護国神社、大阪市総合生涯学習センター、横浜などですね。

<事務局：長岡>

芦屋支部という感じですね。

<野村委員>

思想としては難しいですが、特定の政治的活動になっていないかどうかだけです。チラシなどでそうではないということが分かればいいのですが。

<事務局：和泉>

研究会の具体的なテーマを申し上げますと、加藤昇元海軍中尉のお話を聞く、慰安婦問題を正しく知る、日本近現代史・総論、日本近現代史・明治維新前夜、ウクライナ青年から見たニッポン、日本近現代史・明治維新、大日本帝国の教育制度、日本近現代史・第一次世界大戦、南京事件研究といった内容です。

<安東議長>

ここの規定では問題がないですね。

<事務局：和泉>

特定の政党の利害に関する行為は行わないようにとはしていますが、具体的な政党の名前を出さない限りは、特定の政党の利害とは言えないです。

<安東議長>

地域還元というのは、研究会を開いて受講者からお金を取っているということですね。

<西田委員>

以前に原発問題の団体もあったし、社会教育関係団体として間口を広げ過ぎていて難しいですね。断る理由がないからという点について、きちんと考えていかないと。

<事務局：長岡>

幾つか反対側の考えの団体がありますので。

<西田委員>

考え方は否定できませんが、社会教育関係団体としてはどうなのでしょう。

<事務局：和泉>

その辺が悩ましいところで、憲法に言論の自由、思想・信条の自由があります。

<越野委員>

社会教育関係団体登録を認めるということは、社会教育として学習の機会を広げていってもよいということになるのかなと思います。

<事務局：和泉>

反対側の団体のことで以前に、社会教育関係団体の集会の案内が市の掲示板に貼って

いるということは、あたかも公的なものとしての印象を与えてしまうというご意見をいただいたことがあります。

<辻井委員>

会の目的を芦屋市が認めているように思われかねないので、慎重に考えないといけな
いかもかもしれませんね。実際はそうではないと思いますが、文面などが第三者にそうとら
えられかねないので注意がいります。

<安東議長>

この基準に則れば、登録を見送る根拠はないですね。

<谷川委員>

すでに登録された団体で、似たようなところはないのでしょうか。

<事務局：長岡>

違う思想の団体がいらっしゃいます。そこも講演等をされて案内のチラシに少し過激
なことを書かれたり、あるいはデモをされたりということがありました。そういう活動
が分かった時点で、社会教育関係団体として登録されているので、過激な文面やデモ活
動は困りますということは連絡させていただいています。代表の方はこちらともコンタ
クトを取っていますので分かっていただけののですが、会員の方が大勢いらっしゃいま
すので、社会教育関係団体であるということを理解されていないようで、思ったままの
言動をされて過激なことになっているようです。登録されてからそういった注意が、私
が知る限りで2、3回あったかと思います。なので、そこをどうするかです。2回、3
回と注意が続くようであれば、登録の取り消しということもできないことはありません。
判断が難しいところではあります。

<安東議長>

この団体の方が例えば横浜まで行って講演会を開かれるのでしょうか。下部団体とし
てやっているのではないのでしょうか。

<事務局：和泉>

提出いただいたチラシでは主催が「平成・美しい日本を護る会」。おそらく議長のご指
摘のように下部組織になると思います。

<野村委員>

お金の流れが分からないですね。バックに他の団体があって、例えばその団体が政党に繋がっているなど、そういうことが分かればノーと言えますね。

<安東議長>

ヘイトスピーチなどでしたら法的に問題となりますね。

<西田委員>

社会教育委員の会議ではノーとは言えませんが良しとも言えませんね。決定権は教育委員会にありますから、私たちが言ったからという理由を教育委員会の方が仰るのは無責任だと思います。責任を持って決めていただいたらいいと思います。こちらとしては断る理由はないですが、クエスチョンだという意見でいいのではないのでしょうか。2団体に関しては。

<安東議長>

2番目の団体はお断りをする理由がありますが、3番目の団体に関しては規定上認めざるをえないかもしれませんが、疑問の声が出たということでもよろしいでしょうか。

<西田委員>

今までを含めて、自分たちの主義主張をするための団体を認めてきたところがあって、その弊害が出てきている。地域に還元しているということではないと思うんですね。原発を反対だということを主張しただけの話だった気がしますし、実際に今もそうであるような気がします。この方達が地域に何かを還元しているというのが見えない。

<安東議長>

自分たちは正しいと思っているわけですから、それを広げたいという気持ちは自由ではあります。

<西田委員>

そこが難しいところですね。それを社会教育関係登録団体として一つ認めたなら、逆に言うとこれをきっかけに教育委員会か市全体で社会教育関係団体の在り方を見直すべきではないのでしょうか。それぞれの主張を否定する訳ではありませんし、主張としては各個持っていると思うんです。ただ、社会教育関係団体として活動することではないような気がします。問題はそこにあると思います。

<安東議長>

では、1番の「ボーイスカウト芦屋第3団」は認めるということで、2番目の「夢パワー企画」では代表者と指導者が同一という大きな問題と収入の問題がありましたので、社会教育関係団体としては認められないのではないかという意見がありました。3番目の「日本の歴史文化研究会」は規定上認めざるを得ないけれども疑義が出たということで、上にあげてもらおうということによろしいでしょうか。

— 異議なし —

では、エの平成29年度社会教育関係団体に対する補助金制度の概要についてを議題と致します。これにつきましては予め資料を事務局から送っております。改めて説明を事務局からお願い致します。

<事務局：和泉>

すでにお手元に四つの資料をお送り致しました。左上に数字を打っております、1番が交付要綱、2番が実施要領、3番が団体企画提案書、最後が審査基準となっております。未定稿となっておりますのは、市役所の法制担当課にチェックを依頼しておりますので、文言や標記が変わる可能性がありますという意味で記入しております。1番の芦屋市教育委員会公募提案型補助金交付要綱は補助金支出の法的な根拠となる部分であります。2番目の芦屋市教育委員会公募提案型補助金実施要領は先の1番の要綱を分かりやすく解説し、補足したものであるということで、この場ではこの実施要領に基づいて説明させていただきます。

概要ですが、芦屋市に社会教育関係団体として登録された団体に対し、自主事業の企画案を募集し、市長が適当と認めた企画案について事業実施のための費用の一部を補助するというものです。募集する内容としては団体の専門性を活かした自主事業で、団体構成員の活動とどまらず、広く一般市民や児童生徒を対象とした事業。例として講座、講演会、大会、展示会、フィールドワーク、ワークショップ、シンポジウムなどの広く市民を対象として事業。多世代間の交流を図ることを目的とした事業。市内の児童生徒が文化の一端に触れることができるような、また積極的に児童生徒の参加を呼び掛ける事業等ということです。企画の要件ですが、規則に定める団体の活動要件に合致したもので、次の要件を備えていること。原則として、市内に在住・在勤・在学の人を対象とし、概ね50人以上を対象とすること。実施場所、市内の公共的施設、社会教育施設や地区集会所、公共施設に付属するスペース等。事業内容に応じて民間施設の利用も可能とします。参加者負担費用は、材料費も含め、余剰の利益を生じない範囲内で、参加者から参加費用を徴収できます。企画担当者及び人員、団体は教育委員会との連絡も含め

1人以上の担当者を固定で定め、企画事業を主催させること。

補助内容につきましては、上記事業について補助対象経費の3分の1以内の額を補助します。ただし、5万円を上限とします、提出書類については後ほどご説明申し上げます。

企画の審査ですが、応募された企画案は、芦屋市社会教育委員の会議で審査します。評価は別に定める審査基準に基づいて、委員は企画案1件ごとに点数による評価を行います。上記の審査の結果、応募企画の総合評価の上位から予算の範囲内で、提案団体を補助事業を行う候補者として決定します。

補助金交付の対象となった事業は、芦屋市教育委員会の共催事業とします。補助金交付決定通知を受けた団体は企画提案書にある事業を行い、事業終了後、領収書又はこれに準ずる書類を添付して補助事業実績報告を市長に提出します。実績報告を受けた市長は補助金の額を確定し、団体に対し補助金を交付します。事務局は生涯学習課に置きます。

補助対象経費の考え方として上から、謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、保険料、使用料・手数料・役務費、使途の例として具体例をあげ、また、こういうものは補助対象外になりますという例もあげております。

次に3の団体企画提案書をご覧ください。これは団体が市に対して提出するものであります。団体についての記載、企画提案が2ページ、対象や定員、参加者負担金のありなし、開催場所と日時、内容、期待される学習効果、特にアピールしたいことなどを書いていただきます。これをこの場で審査をしていただきますが、どういう考え方によって審査するのかというのは4番の審査基準を基に致します。大項目として内容、公開性、児童生徒の参加可能性、実現可能性、それぞれ配点がありまして、総合評価が100となります。具体的な考え方を記載していますが、これらの要素を満たしているか。これにより総合点を出して判断をするというものでございます。

<安東議長>

2番の要領からいきましょうか。

<西田委員>

これは社会教育関係団体に限らないのでしょうか。

<事務局：和泉>

社会教育関係団体に限ります。

<西田委員>

限るのに団体説明がいるんですか。

<事務局：和泉>

これをもって社会教育委員の会議で審査をしてもらいますので、補助資料を付けなくても概要が分かるという内容にしております。

<安東議長>

1 団体が一つといったことを書かなくてもよいのでしょうか。複数の提案をされるということも考えられはするのでしょうか。あるいは2年連続でするのかしないのかということも考えられるのでしょうか。

<事務局：和泉>

その点については協議検討致します。

<辻井委員>

これは単発的なイベントにも継続的なものにも該当するもののでしょうか。

<事務局：和泉>

制限は設けていませんが、毎年行っているからということで順位がどうなるかは審査の考え方だと思います。

<西田委員>

以前から補助金の在り方ということで問題になっていたかと思うのですが、予算は別に取りのめられるのでしょうか。今までの補助金プラス新しい補助金が出るのか、それとも今までの補助金をこれに変えるということですか。

<事務局：和泉>

団体に対する補助金というのが、芦屋市PTA協議会、芦屋市人権教育推進協議会、コミスク連絡協議会と各コミスクを従来通りの定額の補助を考えております。その他の団体については公募提案型に移行していただきたい。予算については今年度と同額をもらっています。

<安東議長>

金額はいくらでしたでしょうか。

<事務局：和泉>

75万2千円です。

<事務局：長岡>

29年度から実施ということですので、初年度の予算の範囲内は今の額になります。

<西田委員>

評価は上から決めるということですか。

<事務局：長岡>

応募があった申請について、今の考え方に基づいて点数によって評価をしていただいて、予算の範囲内で上から決めることになります。

<西田委員>

今まで出していた団体には来年度から出さないということですか。

<事務局：和泉>

対象となる団体につきましては、芦屋市補助金の制度変更についてのお知らせ、ということと昨年末に文書で差し上げております。

<事務局：長岡>

それほど1つの団体に対して大きな額というところが少ないということもあるかと思いますが、対象団体から意見が出るのではないかと予想はしていましたが、今のところご意見は頂戴していません。2、3年前から監査をしていた時にずっとこのままではないですよというお話しなどはしていたので、ある程度心構えは持っていたいただいていたのかなと思います。

<事務局：和泉>

団体に送付したお手紙の中に制度変更ということでこのような趣旨を書きまして、従来の団体が自らの事業を上記趣旨で行う事業も対象になりますという1行も添えております。

<安東議長>

来年度の予算が75万円くらいということで、上限が5万円ですと15団体くらいに補助金が出すことができますので広くという形になるのですが、それがよいのか、あるいは5万円で何ができるのかという意見が出てくるのか。企画に応じてお金を出すのか、その点も検討していただきたいと思います。

<村上委員>

75万円というのは毎年出ているのですか。

<事務局：和泉>

毎年、同額です。

<事務局：長岡>

今までは公募提案型ではないので、同じような団体が毎年申請されて、同じような額が出ていました。それが問題だということで今回このような変更を致しました。

<越野委員>

予算が75万2千円ということで、中途半端だったりすると全部使わないということになるのでしょうか。

<事務局：長岡>

5万円が上限ですが、必ずどこの団体さんもきっちり5万円とは限りませんので、予算がこれだけですよというのは、申請される方には関係のない話ではあります。補助対象経費の3分の1ですので、その範囲内で最高5万円ということになります。その額が妥当かどうか、あるいは3分の1がということも妥当かどうかですね。半分ということも、全額ということも補助金の中にはありますので、その辺りもどうするのは適当なのか、皆さまのご意見をいただけたらと考えております。

<安東議長>

後は下限も付けるかどうかですね。

<西田委員>

それは事業に対してですね。団体によって規模が違いますが、大きな団体が2つ3つ企画を出してきて、それがとても良い企画だったということもありなんですかね。

<安東議長>

それも考えていかなければなりませんね。

<西田委員>

先ほど上げられたコムスクさんや人権団体さんも、従来の補助金はもらっているけれど新しく企画がある場合もありなのではないでしょうか。

<安東議長>

もらっているのに応募できるのかどうか、そこも考えて規定として入れていかなければいけませんね。

<事務局：和泉>

それは要綱の第3条(3)に「芦屋市の他の補助金、助成金等の交付を受けていないか、もしくは交付の決定を受けていないこと。」とあります。

<安東議長>

それでしたら、コミスク等ははじかれるということですね。その他の社会教育関係団体ということですね。

<事務局：長岡>

他市であるとか民間でも助成制度をされているので、そういうのは構わないけれど、芦屋市の場合は重複してはだめですよという考えで行おうと思っています。

<西田委員>

この考え方として二つあるのですが、例えばある団体が芦屋市から補助金を受けていると、でもその団体が別の事業で受けていて、違う事業を提案してきた。これは団体ではありませんよね、事業と書いているので補助対象となる事業。そういうふうに考えることができます。

<事務局：長岡>

団体か事業か明示されていない形になっていますよね。

<西田委員>

コミスクさんの場合は、コミスクの全部の事業をカバーするということですから、コミスクがやる事業を条件に出しているから、多分第3条に当てはまると思うんですね。ある団体が芦屋市から補助金をもらっている違う事業を行っているけれど、それとは別の事業をここで申請しても、この要件なら大丈夫だと思うんです。概念としてはそれはだめなのかなと僕も思っていたのですが、よく読んでみるとこれだったらそう受け取るのではないかと。

<事務局：長岡>

今の書き方ですと、曖昧な部分があるので両方の捉え方ができるということですね。

<西田委員>

先ほど議長が言われた、1つの団体が2つの事業を提案するというのも受けるかどうか。

<安東議長>

そこから決めていきましょうか。一つの団体が複数の事業を提案して良いのかどうか。変更していてもよいかと思いますが、まずは来年度どうしていくのか。

<西田委員>

申請が全く来ない場合もありますよね。今まで補助金が出ていた団体が拍子抜けをして、書類を出すのが面倒だからもう止めておこうという団体があるかも知れないですよ。この補助金制度の変更というのは、小さな5万円かもしれませんが大きな進歩だと思うんです。今まで報告だけで、地域貢献事業をやっていたというけれど、本当にやっていたのかと思うところもあったような気がするんです。きちんとやっていたら皆さんから補助金の申請が出てくるかなと思うのですが、実はやっていなかったからこんな申請はできないというところがあれば、仕分けできるかなと考えています。

<事務局：和泉>

あまり他市に参考とする補助金がなく、起案者としてもどれくらいの応募があるのかというのは読めない状況です。とりあえずは今までの同額の予算からスタートをして、様子を見るというか、よりブラッシュアップしていくべきかと考えております。

<村上委員>

75万円の予算は余らないの。1年間でゼロになるの。

<事務局：長岡>

今までということでしたら、そうです。

<越野委員>

今回からは余る可能性もあるということですね。余った場合は次の年度に回すということはないのでしょうか。

<事務局：長岡>

市の費用ですから、余った場合はそのまま不用額ということで減るだけです。

<西田委員>

募集期間というのがありますか。

<事務局：長岡>

本来は前年度に募集なりをして4月の最初からかかったものを本来の対象とするのがよいけれど、初年度については広報をする期間も必要ですのですぐには無理で、年度途中からの対象にしようかなというお話しが前回の会議で出ていたかと思います。それについてはここにはまだ書いていません。

<事務局：和泉>

スタートに伴う変則的な要綱につきましては、末尾の附則において書き込もうと考えています。

<西田委員>

1年目でいろいろと問題があるかと思いますので、来年度は早い内に、例えば前年度の少し前に募集をかけて4月からの事業もできるようにしてもらって、もし募集が少ないようでしたら二次募集を、前期と後期に分けてするのもよいかと思います。

<野村委員>

4番目の審査基準ですが、ここに市の考え方が出てきているのですが、その中に児童生徒の参加可能性という項目に20点配点されていますよね。これはある種の意思が出てきていると見ていいのか、僕自身は評価すべきことだと思います。こういう風に意思が出てきたほうが、分かりやすい。年度毎にこの基準を見直していくのか、見直さなくていいことがほとんどですが、この辺りも考えていただきたいと思います。

<安東議長>

児童生徒だけに区切るのは問題があると思いますので、そこは変えていかないといけないところだと思います。

<事務局：和泉>

おっしゃる通り、児童生徒の参加可能性の項目に20点を配点していますのは、起案者の意図が入っております。その上の公開性という項目を見ていただきますと参加対象者を特定していないかというところがありまして、児童生徒のところでは高い配点ももらえても、公開性では高い配点ももらえないという仕組みにしたつもりではございます。

<野村委員>

意思を出すことは非常に良いことだと思うんですね。どれくらいのタームを考えておられるのか。

<安東議長>

まず、来年度は1年度一つの団体が申し込みできるということによろしいでしょうか。15団体くらいになりますので、間口はだいぶ広がります。

— 異議なし —

では、額はどうでしょうか。大きなことをしていこうと思ったら少ないように思います。もう少し幅を持たせてみるか、どうか。

<事務局：和泉>

因みに、現在定額の補助を受けている団体の会計を見まして、新しい考え方による経費を出してみました。ある団体は15万円、28年度の補助額は5万円、団体負担額は15万円となっております。次の団体は52万1,974円、28年度の補助額が3万円、団体負担額は49万1,974円。同じように見ていきますと、補助対象経費12万4,750円に対し、28年度の補助額は5万円。一番大きなところでも200万5,000円補助対象額になりますが、この団体に対しても5万円。

<安東議長>

今までずっとやってきたところにこれだけもらえるということは分かっていたんですが、新しいことをやっけていこうと考えた時に、この金額ではどうかということですが、いかがでしょうか。もっとあったほうがよいというご意見はありますか。

<野村委員>

5万円くらいでスタートしていくのがよいのではないですか。例えばルナ・ホールで一つ講演会をしようと思ったら、だいたい10万円くらいでできます。

<事務局：和泉>

内部で協議した時に、5万円というスタンダードの他に、50万円越えでは上限10万円にするという考えもありました。

<野村委員>

しかし、総額が75万円でしょう。

<辻井委員>

初めての試みだけに、限られた団体に集中してしまうより、取り組んだ団体数がある程度多いほうがよいかもしれませんね。

<西田委員>

自分たちが楽しむのではなく、地域に社会教育としての活動ということですから、そういうことをやっているかどうか。そういう事業が75万円で足りなくなった時に、実際そういう成果が出るような事業が現れたら市に評価していただければと思います。

<安東議長>

では、上限は5万円にしておきましょうか。

次に補助内容に3分の1以内の額とありますがどうでしょうか。2分の1などいろいろとありますが。

<辻井委員>

2分の1のほうがイメージはよいですね。いずれにしても上限額は決まっていますから。

<西田委員>

対象経費を決めていますよね。例えば、僕らがよくもらうのは、県だとかスポーツ補助金だと対象経費の3分の2か5分の4ですね。対象経費を決めていますから、会場費や講師代、広告費など決められているわけですから、その中の3分の1だと難しいのかなと思います。

<安東議長>

西田委員のご意見としてはどれくらいが妥当だと思いますか。

<西田委員>

3分の2くらいでいいのではないのでしょうか。事業全体ではなく対象経費ですから。対象経費というのは、それなりの良いものを補助したいような、そこで本来ならばお金かけたくない、他から講師を呼ぶなど自分たちでできないようなことにお金をかけて呼んでくるというのは、良い事業をしてほしいということですから。

<野村委員>

あまり対象経費を絞ったら、自由に考えて自由に出来ないのではないですか。

<西田委員>

対象経費の費目は決まっているわけですね。

<野村委員>

ほとんどですね。実際、これ以外の経費は少ないんじゃないでしょうか。なので、僕はこれでいいのではないかと思います。

<辻井委員>

似たような話で経営向けの助成金というのがありますが、だいたい2分の1とか3分の2、4分の3も多いです。イメージとして見た人がどう感じるか。上限額が決まっているので割合が多くてもそれほど負担はないと思います。

<安東議長>

事務局としてはどうでしょうか。

<事務局：和泉>

3分の2というご指摘はもつともだと思います。

<谷川委員>

県の補助などはどうなっているのでしょうか。

<事務局：長岡>

いろいろあります。おっしゃるように3分の2というものもありますし、国とか県と入ってきますので、3分の1負担というのは一番多いかもしれません。

<事務局：和泉>

国が3分の1，県が3分の1など。

<安東議長>

数字を大きくした方がやりやすいかもしれませんね。

<谷川委員>

企画する側の受け取るイメージだけですよね。企画がどんどん出てこないと話にならないところがあるので。

<西田委員>

どっちにしろ上限が5万円ならば、3分の1でも上限が5万円だったということが多いのではないのでしょうか。

<安東議長>

それでは3分の2ということによろしいのでしょうか。

— 異議なし —

提案は1年1団体ということ、補助金額は上限が5万円で3分の2以内とすることで良いのでしょうか。

<西田委員>

私達が一番考えないといけないことは、こうやってせっかく作ったのに誰も応募しなかったというのが心もとないんですよね。だから、皆がこれを見て社会教育をがんばろうというモチベーションが上がるようなものにしないと。誰か出してよ、ということにならないように。

<越野委員>

申請の期限と言うのは設けないのですか。

<事務局：長岡>

いつから始めるのか、それによって設けないといけないと考えています。

<安東議長>

補助金が入ってくるのは事業が終わってからということですね。

<事務局：和泉>

今のところはそのように考えております。

<安東議長>

では次に企画提案書ですが、この文例も含めて出す方としてはいかがでしょうか。ワードか何かでホームページなどに貼りつけるのでしょうか。

<事務局：和泉>

成案になった時はそのようにしたいと考えております。

<安東議長>

提出する立場としていかがでしょうか。

<越野委員>

4ページの支援についてという項目は、ここに書いてある以上の支援もできる可能性はありますよということでしょうか。

<事務局：和泉>

お伺いはしようかと考えました。原則として市が行う支援は補助金と市ウェブによる広報。その他に特別な支援が想定される場合はご記入くださいとあります。例えば会場を早めに押さえてほしいなどですね。

<安東議長>

他の補助金も記入するのでしょうか。例えば県や他市など。

<事務局：長岡>

芦屋市以外で申請されている、もらっているものがあるかということですね。

<事務局：和泉>

検討させていただきます。

<安東議長>

何か問題などはございませんか。

<西田委員>

対象外経費は一括りで良いですか。

<事務局：和泉>

一括りで考えております。

<西田委員>

経費に関しては、添付書類は領収書だけですか。

<事務局：和泉>

領収書と報告書のフォーマットがございますので、それに基づいて書いていただく予定です。

<安東議長>

報告書は、今回は用意されていませんね。

<事務局：長岡>

はい。まだ具体的にはございません。

<西田委員>

消耗品というのは対象経費ですか。

<事務局：和泉>

実施要領の最後のページに、消耗品費の例を挙げております。

<西田委員>

消耗品って何ですか。

<事務局：和泉>

考えていますのは、事務用品、インク代、用紙代、あるいは参考資料購入費といったものです。

<西田委員>

先ほど野村委員がおっしゃったように、これだと全部入ってしまいますね。

<事務局：長岡>

恐らく入らないのは備品に類するものや食糧費に類するものは入らないという形になります。

<安東議長>

他はよろしいでしょうか。

— 意見なし —

では次に4番の審査基準はいかがでしょうか。この場合は子どもたちを対象として事業という意味があるかと思います。

<野村委員>

僕としてはこれでよいと思います。ただ、どれくらいのタームでお考えなのかお聞きしたかっただけです。例えば2年くらいの方針で次のテーマを設けるとか、そういうのはおありになるのでしょうか。

<事務局：和泉>

不具合が出てきた時にはいつでも変えていかなければならないと考えております。

<野村委員>

ちょっとしたタームでチェンジしていったほうがよいと思うんですよね。記載するかどうかは別として、3年なら3年くらいで目標を達成したら次のテーマに変えていくとかね。

<西田委員>

社会教育関係団体の活動分類があるじゃないですか。予算がいっぱいあれば事業でも、例えば子ども対象や高齢対象、障がい者対象など分けていけばいいのですが、今の案で高齢者対象の事業をやろうと思ったらすでに20点の配点がなくなってしまうわけですよ。私たちの関係で何かやろうと思ったら、今できていないのは身体障がい者のスポーツくらいで、そういう事業が何かできないかなと思っても、すでにそこでマイナス20点のハンデがある。

<野村委員>

逆説的に考えられないですか。児童に関係した事業がたくさん出てくる。それが意思で構わないのです。ただ、何故と聞かれた時に芦屋市の大きな施策に基づいてこういう考え方ができていますと説明できないと。それがここで議論すべきことじゃないかと思えます。それと、もう一つ、芦屋らしさを感じられるかという項目はいるかな。何をもちて芦屋らしさを判断するのか難しいですし、活動の中にあえて芦屋らしさというのはい

るかな，という気がします。

<越野委員>

評価する時に内容だったら6項目あるのですが，これを含めて細かい採点でもよいのですか，例えば28点とか。それか，6項目あるので一つ5点として考えたらよいのか。

<事務局：和泉>

例えば内容でしたら6項目ありますので，1項目5点で積算していく形になると考えています。

<安東議長>

それをここの社会教育委員がそれぞれ評価して，合計して平均するというところでよろしいでしょうか。

<事務局：和泉>

はい。そのように考えております。

<谷川委員>

流れとしたら，企画提案書がたくさん出る前提ですよ。少なかつたらいくら点数が悪くても案が通るのでしょいか。

<事務局：長岡>

そうですね。おっしゃる通り，何点以上というのが必要になってきますね。6割か7割かそういう点も決めなければなりません。

<村上委員>

例えば50点だったらだめになるのか。

<事務局：長岡>

決めたらそういうことになりますね。例えば企画の提出が1団体だったら，どんなに評価が低くても補助するのということになりますから，そこは必要かもしれません。

<辻井委員>

そうなってくると採点基準というのをきっちり決めておかないと，点数に誤差が出過ぎますね。

<西田委員>

先ほど野村委員がおっしゃったことですが、芦屋市の方向性を決めたらなかなか変えないんじゃないですかね。

<野村委員>

期限を決めるということですね。

<事務局：長岡>

現在の状況では、例えば1年ごととか2年ごとなど何も決めていないのですが、審査していただいて補助を受ける団体が決まったら最後に報告を受けますので、その報告をこの会でもちろんしなければなりませんので、その段階では次年度どうしますかということも含めて、毎年変えるという方法もあるかと思います。

<野村委員>

審査基準を1年ごとに見直すということでもいいかもしれません。

<西田委員>

後、よくあるのが継続性ですね。良い事業をやっても1回きりで続かないということをよく言われるのですが、こうやることで継続性があって、補助金が無くなってもきちんとやっていけるということも、次の段階できちんと考えてほしいなと思います。補助金をもらったからやるということではなく、補助金をもらってそれをその後継続させて根付かせていく、そういうことを意識していただきたい。

<安藤議長>

これはいつまでに決めて出すのでしょうか。

<事務局：和泉>

4月のスタートには遅れるかもしれませんが、議会にかける案件ではなく決裁行為であるものですので、議会のタイミングは気にしなくてよいかと思います。

<安東議長>

私たちが目を通すことは難しくなるわけですね。

<事務局：和泉>

こちらとしては年度内に決定したいと考えています。

<安東議長>

会議はもう1回ありましたか。

<事務局：和泉>

定例会としてはこれが最後になります。

<事務局：長岡>

必要とあれば臨時で開くことは可能です。

<西田委員>

研修会がありませんでしたか。

<事務局：長岡>

はい。団体さん宛てにはすでにこちらにございますチラシをお送りして、2月24日に研修会ということでさせていただくことになっております。研修会の中でこういう補助金を始めますということをお知らせするつもりです。本来ならばある程度細かい部分も決めてお知らせするのがよいかと思いますが、詳細までは無理としましても、方向としてはこういうことで、いつ頃ホームページや広報に掲載する予定ですといったことをお知らせできたらいいなと考えております。

<安東議長>

連絡を取っていただいて、委員のスケジュールが合えば、会議をもう1回開くということによろしいですね。

<谷川委員>

この基準というのは表にでるのでしょうか。企画を作るほうはどのような趣旨で募集されているのかといことがはっきり分らないと、なかなか書きづらいと思います。

<事務局：長岡>

例えばこの項目だけ出すということはあるかなと思います。審査内容としてはこういう項目について審査をしますという意味で、例えば事業の内容や公開性といったこちらの大きなものを出すということはできます。

<谷川委員>

的外れなものが来た場合、断りやすいことは断りやすいのですが、例えば我々がI C

Tを入れたいと考えて、ではICTで何をするのかということを書くのですが、ちょっとはずれることがあって、事前に見ていただいて手直しを受けて通していただく。そこまではしなくとも、何を求められているのかということがわからないと企画がしにくいですね。

<安東議長>

配点まで入れるかどうかですね。

<事務局：川原>

全部出しているものもあるので、やはり細かい項目を見ないと、公開性などは分かりにくいのではないかなと思います。

<安東議長>

項目だけでは児童生徒の参加可能性というものを見て、それだけで諦めてしまう方がいるかも分かりません。

<事務局：長岡>

例えば配点30点で細かい項目が6つで各5点としていますが、この6つをそのまま出すということではなく、内容という項目について文章にして説明を出す、公開性についてもどういったことを言っているか説明を出すとか、そういう意味ではできると思います。あまり細かく出すとそこだけをされるという場合がなきにしもあらずということがありますので。

<安東議長>

そういう点についても次の会議で考えるということで。オのその他について事務局から説明をお願い致します。

<事務局：和泉>

先ほど課長が説明を申しあげました社会教育関係登録団体の研修会をご覧の日程で行いたいと思います。中身については「社会教育関係団体とは」と「芦屋市の新しい流れについて」、その後交流会となっております。

<安東議長>

委員の参加についてはどうしますか。

<事務局：長岡>

ご案内は皆さまにさせていただきますので、ご都合がよろしければお越しいただきたいと思っております。

<安東議長>

ありがとうございました。それでは、他に、特になければ本日の会議は終了といたします。長時間お忙しい中お集まりいただきありがとうございました。